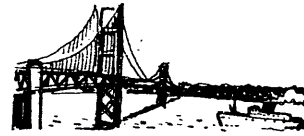


税制と社会福祉



(アメリカ)

税制は、所得再分配という観点からは、社会福祉施策と表裏一体の関係にあって、低所得家族の生活を豊かにするか、それともますます貧しくするかのカギをにぎっている。

ところで、近年アメリカ合衆国では、州税及び地方税の急速な膨張と OASDHI 保険税 (payroll taxes) のはげしい増大のために、税制全体が以前より逆進的になり、それが低所得家族の生活に打撃を与えるようになっている。

筆者は、この論文において、まずこうした税制をめぐる最近の動向を所得階層ごとの税負担の実態を概観した上で、税制改革がはらんでいるいくつかの争点について論じるとともに、税制全体をもっと累進的なものにし、貧困者の税負担を軽くするための改革を提案している。

税制の最近の動向

下の表にみられるように、販売税と財産税は極端に逆進的になっている。というのも、これらの税率は形式的にいえば比例的に定められているのであるが、実際には、高所得家

族よりも低所得家族の方が、所得の中で日常の物品購入や住居にあてる費用の割合が大きいため、それらにかかる税の割合も大きくなるからである。更に、一般に高所得家族が所有していることの多い株式や債券には財産税が全くかからないことも、これらの税の逆進性を強める原因になっている。

法人所得税も、表にみられるように、7,500～9,999ドルの所得階層までは逆進的であり、これ以上の階層ではじめて累進的になっている。しかも、法人所得税は、価格引上げによ

各種税の所得階層別税率 (1965年)

税の種別	(年) 所得階層別税率 (%)									総計
	2,000 ドル 未満	2,000 ～ 2,999 ドル	3,000 ～ 3,999 ドル	4,000 ～ 4,999 ドル	5,000 ～ 5,999 ドル	6,000 ～ 7,499 ドル	7,500 ～ 9,999 ドル	10,000 ～ 14,999 ドル	15,000 ドル 以上	
個人所得税	2.5	3.7	5.3	7.3	7.8	8.6	9.9	11.2	18.3	9.4
不動産税・贈与税	—	—	—	—	—	—	—	—	5.9	0.6
法人所得税	4.5	4.3	5.5	3.6	3.9	3.4	3.4	5.3	10.9	4.6
販売税・国内消費税・関税	9.4	8.6	8.9	8.4	8.1	7.6	7.0	6.4	4.1	7.3
財産税	6.9	5.2	4.7	4.2	4.2	3.8	3.5	3.3	2.4	3.8
社会保険税 (OASDHI, 労災補償, 失業保険)	4.7	4.8	5.2	5.5	5.3	5.1	4.7	4.4	2.4	4.7
総計	28.1	26.7	29.7	29.1	29.4	28.5	28.5	30.6	44.0	30.4

資料： 税制研究財団 (Tax Foundation) 「1961年及び1965年、所得階層別の税負担と政府支出給付」
1967. p. 20.

って消費者に負担が転嫁されるか、賃金稼得者の賃金圧迫としてはねかえってくるかのいずれかであると主張する財政専門家もあり、いずれにしても逆進性の強い税である。

OASDHI 保険税も、次のような理由から逆進的である。①課税対象である賃金や俸給に上限が定められている(現行は、10,800ドル)。②家族全体の保険税額は、稼働人員の数によって異なり、稼働人員が多いほど——普通低所得家族の方が稼働人員が多い——税額は高くなる。③課税対象が稼働収入に限られており、普通高所得家族の収入源になっていることが多い賃借料、利子、配当金、資産売却収益などには課せられない。④連邦所得税には認められている個人免除 (personal exemptions) や最低基準控除 (minimum standard deductions) が認められていない。⑤使用者の拠出分が、消費者に転嫁されたり、被用者の賃金・俸給にはねかえることが多い。

次に、連邦個人所得税は、純粋な累進税のひとつとなっている。しかし連邦租税計画では70%までの高い累進税を定めているのに比べると、表にみられるような、2.5~18.3%

という幅では、累進性は弱いといわねばならない。これには、3つの理由が考えられる。

①表に示されている税率には、逆進性の強い州の所得税率が含まれている。②連邦所得計画でいわれている税率は、「限界」税率("marginal" tax rates) ——課税対象所得の特定の追加分に対して適用される税率——であるのに対し、表の税率は「実行」税率("effective" tax rates) ——課税総額の課税対象所得総額に対する割合——である。ある納税者の実行税率は、その人の課税対象所得における最後の追加単位に対して適用される限界税率よりも常に低い。③特定の納税者——その多くは中流及び上流の所得階層——に対して、免除、控除、資産売却収益 (capital gains), 及び資産分離 (capital splitting) などの特恵的税待遇 (preferential tax treatment) が認められている。免除は別にして、これらの特恵的税待遇の規定が廃止されれば、実際の実行税率は、現在よりもずっと累進的になるにちがいない。

税の負担

前の表の総計の項に示されているように、最高及び最低所得階層を除けば、アメリカの税制は、全体としてほぼ比例制 (proportional schedule) をとっているが最低の所得階層の人々は、次に高い所得階層の人々より高率の税を納めており、だいたい6,000~10,000ドルの階層とほとんど同率の税を納めていることがわかる。強い累進性は、15,000ドル以上の階層にしかみられない。総じて、合衆国の税制は、膨大な中流階層に比例的な税が課せられるという点に特徴をもっており、所得再分配の機能は弱いといえる。

ところで、このような累進性の弱い税体系は、次の二つの要因によって最近一層促進される傾向にある。一つは、州税と地方税が最近急速に膨張していることである。例えば、州及び地方政府の歳入総額の連邦政府歳入総額に対する割合は、1951年の11.9%から1968年の21%へと伸びている。ところが、州税及び地方税は、総計で15%から9%へと高い階層ほど税率が低くなる逆進税になっているので——連邦税は13%から35%におよぶ累進税——、これらの税の膨張が税制全体を逆進

的なものにするというまでもない。税制全体を逆進的なものにしていくもうひとつの要因は、OASDHI 保険税の急増である。1960年から1967年の間に、この税の連邦歳入総額に占める割合は、14%から20%へと伸びたし、1971年には、保険税収入総額は、個人所得税収入総額の45%にもあたるようになった。しかも、このような保険税の増大は、課税対象所得の上限の引上げによってではなく、むしろ、税率全体の引上げによってもたらされているために、上に指摘した通り本来逆進性の強いこの税をますます逆進的なものにし、ひいては税制全体を逆進的なものにする大きな要因になっている。Pechman, J. A. の報告によれば、貧困者は、連邦所得税としては年に2億ドルを納めたのに対して、保険税としては15億ドルも納めており、貧困者にとって保険税の負担がいかに大きくなっているかがわかる。

税制改革をめぐるいくつかの争点

(1) 州税・地方税か連邦税か

上にみたように、州税・地方税の比重が増しているために、低所得家族の負担は10年前

よりも大きくなっている。税制全体を累進的なものにするためには、州税及び地方税を連邦個人所得税に代えていく必要がある。

(2) 保険税か所得税か

一般国民は、OASDHI の財政は、積立原理に基づいて実際に運営されていると思っているが、現実には、ほんの少額の予備金しかもたない賦課方式 (pay-as-you-go-basis) で運営されているのである。したがって、現役労働人口から65才以上の退職人口への大衆的な所得再分配はおこなわれていることになる。しかし、このことは、現役中に相対的に多額の保険税を納めた者が、退職後相対的に多額の給付を主として現役の労働者の拠出の中から受けとるということであって、保険の仕組み自体を変えるものではない。OASDHI の財政は、私的保険のように、保険数理にもとづいて運営されるのではないということが一旦受け入れられるなら、あとは所得再分配の目的をより十分に果すような財政方式の選択だけが問題となる。ここでも、保険税を連邦個人所得税に代替させていく方向がまず考えられてよい。筆者の知るかぎりでは、この方向

は法的にも支障はないはずである。また保険税の仕組み自体をかえなくても、保険税が所得税を超過する低所得者に対して、政府がその超過分を所得税収入の中から払い戻すという一種のクレジットの制度をとり入れることによっても同様の効果をあげることができよう。

(3) 控除 (deduction) かクレジットか

所得税法は、医療費、州税及び地方税、慈善団体・教育団体への寄附などの特別個人経費は、課税対象所得から控除することを認めている。しかし、この所得控除によって軽減される税額は、個々の納税者の最高所得部分に課せられる限界税率によって決まるので、累進的な所得税のもとでは、同額の控除がされても高額所得者の方がより多額の税の軽減をうけるという皮肉な結果になる。

これとは対照的に、タックス・クレジットであれば、課税対象所得からではなく、税額そのものから特別個人経費の全額あるいはその一定額を控除することになるので、低所得家族の税軽減にはこの方が効果的であることは明らかである。

(4) 税による奨励(tax incentives)か直接援助か

連邦所得税法は、上記した控除のほかに、「社会的に望ましい」とみなされる一定の経費を課税対象所得から除外(exclusion)することを認めている。例えば資産売却所得の2分の1、及び州・地方政府発行の債券の利子全額は除外される。しかし、この除外による税の軽減も限界税率の高い者ほど有利になるようになっているので、税制によって「社会的に望ましい行動」を奨励しようとするこれらの政策は、所得再分配という目的にとっては逆効果になっている。それだけでなく、これらの税による奨励は事実上政府からの「補助」と同じ効果をもっているにもかかわらず、この補助にはその用途や方法について政府の監督権が及ばない。これらの点を考えると、所得再分配の観点からは、現在もすでに一部で実施されている直接連邦援助の方が適切な方法であるといえる。

Ozawa, M. N., Taxation and Social Welfare, *Social Work*, Journal of the National Association of Social Workers, May 1973.

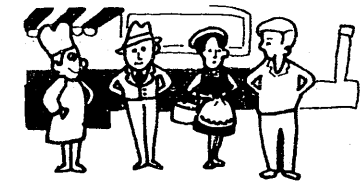
* OASDHI (Old-age, Survivors, Disability and Health Insurance: 老齢遺族障害健康保険制

度)

(冷水 豊 東京都老人総合研究所)

西ドイツとイギリスの

民営健康保険



もっかアメリカにおいて政府による国民健康保険 *national health insurance* の導入について議論されているが、いくつかの提案は、現行の民営健康保険の存続のみならず、政府の行なう制度との関係のなかでかなりの拡大さえも主張している。

こうした情勢にあって、西ドイツおよびイギリス(両国は古くから総合的な公的医療サービス制度をもっている)における民営健康保険の役割をみることは興味あることである。

西ドイツにおいては民営健康保険の役割はかなり大きい。というのは公的医療保険の適用範囲が拡大されつつあるといいながらも、

いまだ人口の約10%*が民営健康保険に加入しているからである。また、この国ではもっか公的医療保険の諸給付に追加したサービスを求める者を対象とした、補足医療を供給する民営健康保険のシステムが急速にふえつつある。このシステムに加入契約している者は、現在人口の約1/6である。他方、イギリスでは民営健康保険に加入している者の割合はこれより小さい。

西ドイツの民営健康保険

民営の補足医療保険に加入している者の数は、近年増加しており、1963年の700万人